

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

公募説明書

令和 7 年 7 月
足 柄 上 衛 生 組 合

目次

第1章 公募説明書の位置付け	1
第1節 位置付け	1
第2章 事業内容に関する事項	2
第1節 事業の目的	2
第2節 基本事項	2
第3節 事業概要	4
第4節 事業の対象となる業務範囲	4
第5節 事業者の収入	5
第6節 副生成物の取り扱いについて	5
第7節 交付金について	5
第8節 事業スケジュールについて	6
第9節 法令等の遵守について	6
第10節 SPCの設立について	6
第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
第1節 事業者の募集及び選定方法	7
第2節 事業者の募集及び選定手順	7
第3節 応募者の参加資格要件	10
第4節 応募に関する留意事項	13
第5節 提案価格	14
第4章 優先交渉権者の決定及び契約に関する事項	15
第1節 審査及び選定に関する事項	15
第2節 契約の手続き	15
第5章 事業実施に関する事項	17
第1節 基本的な考え方	17
第2節 リスクと責任分担	17
第3節 モニタリング	17
第6章 提出書類に関する事項	18
第1節 参加資格確認申請書類	18
第2節 対面対話時の提出書類	19
第3節 参加辞退時の提出書類	19
第4節 企画提案書類	19
第7章 提出書類作成要領	20
第1節 一般的事項	20
第2節 企画提案書	20
第3節 提案価格書	20
第8章 法制・税制上の措置及び財政上・金融上の支援に関する事項	21
第1節 法制上及び税制上の措置	21
第2節 財政上及び金融上の支援	21
第3節 その他の措置及び支援	21

第9章 その他事項	22
第1節 議会の議決	22
第2節 情報提供及び情報公開	22
第3節 公募説明書等に関する問い合わせ先	22
第10章 対価の構成と改定方法	23
第1節 対価の構成	23
第2節 対価の算定方法	23
第3節 対価の支払方法	24
第4節 対価の改定	24
第11章 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法	26
第1節 モニタリングの目的	26
第2節 設計・建設期間中のモニタリング	26
第3節 運営管理期間中のモニタリング	26
第4節 財政状況モニタリング	29
第5節 対価の返還	29

【用語説明】

本組合	： 足柄上衛生組合とする。
本事業	： 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業とする。
本施設	： 本事業で整備するエネルギー回収型廃棄物処理施設、管理棟、計量棟、洗車棟等とする。
DBO方式	： Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営管理)を民間事業者に一括して委ねる事業手法とする。
応募者	： 本事業に参加する企業又は企業グループとする。
優先交渉権者	： 応募者のうち、審査の結果最優秀提案と認められた者とする。
SPC	： 選定された応募者の構成員が、本事業の運営管理を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special-Purpose-Company)とする。
事業者	： 本組合と本事業の基本契約を締結する者とする。選定された応募者の構成企業(優先交渉権者)及び必要に応じて設置するSPCで構成する。
構成企業	： 応募者を構成する企業とする。
代表企業	： 応募者を代表する企業をとし、SPC設立時は最大出資者とする。
構成員	： 構成企業のうち、SPCに出資を行う企業とする。
協力企業	： 構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業とする。
建設事業者	： 本組合と建設工事請負契約を締結する、本事業の設計業務を行う企業と本事業の建設業務を行う企業による建設工事共同企業体とする。なお、締結相手が一者である場合は共同企業体を設立する必要はなく、その場合は設計建設業務を行う企業単体とする。
運営管理企業	： 本事業における運営管理業務をSPCから受託し、担当する民間事業者を総称して又は個別にいう。
建築物の設計建設を行うもの	： 「土木建築工事」で示す建築物の設計建設を行う民間事業者を総称して又は個別とする。
プラント設備の設計建設を行うもの	： 設備の設計建設を行う民間事業者を総称して又は個別とする。
事業契約	： 建設工事請負契約、運営管理委託契約をまとめた総称とする。
基本協定	： 本組合と優先交渉権者が、事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定とする。
基本契約	： 事業者に本事業を一括で発注するために、本組合と事業者で締結する契約とする。
建設工事請負契約	： 本事業における設計建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約とする。
運営管理業務委託契約	： 本事業における運営管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本組合とSPC等が締結する契約とする。
公募説明書等	： 本事業の公募説明書等の公表時に公表する、公募説明書、設計・建設事業に関する要求水準書、運営管理業務に関する要求水準書、優先交渉権者選定基準書、様式集、基本協定書(案)、基本契約書(案)、建設工事請負契約書(案)、運営管理業務委託契約書(案)とする。
事業者選定委員会	： 事業提案の審査に際して設置した事業者選定委員会とする。
モニタリング	： 事業者が実施する整備及び運営管理の実施状況についての本組合の監視業務とする。

第1章 公募説明書の位置付け

第1節 位置付け

「新可燃ごみ処理施設整備・運営事業 公募説明書」は、足柄上衛生組合(以降、「本組合」とする。)が実施する「新可燃ごみ処理施設整備・運営事業」の事業者を募集及び選定するにあたり、本事業への参加を希望する者に配布するものである。

本事業への公募に参加を希望する場合は、本公募説明書の内容を踏まえ、必要な書類等を提出すること。

なお、以下に示す資料は、本公募説明書と一体のものである。

設計・建設事業に関する要求水準書

運営管理業務に関する要求水準書

優先交渉権者選定基準書

様式集

基本協定書(案)

基本契約書(案)

建設工事請負契約書(案)

運営管理業務委託契約書(案)

なお、本組合が令和7年6月25日に公表した「新可燃ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」は、本事業に関する方針等を示したものであるが、本事業への参加を希望する者は、公募説明書等の内容を踏まえたうえで、参加すること。

第2章 事業内容に関する事項

第1節 事業の目的

南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町の1市5町で構成された本組合において、新可燃ごみ処理施設の整備を計画しており、令和11年度の完成を目指して、事業を推進する方針としている。

本施設は、地域の公衆衛生の向上と維持を図るとともに、地域の循環型社会形成の中核施設としてエネルギー回収等を行うことを目的として整備すると同時に、本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計建設及び運営管理を行い、本組合の財政負担の軽減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

第2節 基本事項

2-1. 業務名称

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

2-2. 業務場所

神奈川県南足柄市内山 48-1（南足柄市清掃工場用地）

2-3. 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

2-4. 公共施設の管理者

足柄上衛生組合

2-5. 敷地面積

8,218.36m²

2-6. 都市計画事項

① 用途地域	:市街化調整区域
② 防火地域	:指定なし
③ 高度地区	:指定なし
④ 建ぺい率	:50%以下
⑤ 容積率	:100%以下
⑥ 道路斜線規制	: $\angle 1.25$
⑦ 隣地傾斜規制	:20m $\angle 1.25$
⑧ 都市計画決定	:ごみ処理施設
⑨ 景観条例(南足柄市)	:田園・里山景観ゾーン
⑩ 土砂災害防止法	:土砂災害警戒区域(急傾斜地)
⑪ 水防法	:浸水想定区域(3.0~5.0m未満)
⑫ 工場立地法	:発電を行い且つ建築面積 3,000m ² 以上の場合

2-7. 施設概要

本事業の施設概要は、以下のとおりとする。

- ① 施設規模 : 1日当たり 80t の能力を有すること。
- ② 炉数 : 2 炉
- ③ 稼働時間 : 24時間
- ④ 炉形式 : ストーカ方式
- ⑤ 燃焼ガス冷却方式 : 廃熱ボイラ式
- ⑥ 建築物 : 工場棟、管理棟(工場棟と併設可能)、計量棟、洗車場

2-8. 処理対象物及び年間処理量

(1) 処理対象物

本件施設の処理対象物は、以下に示す①～⑤のとおりとする。

- ① (常時) 「可燃ごみ」 : 一般家庭及び事業者から排出される可燃ごみ
- ② (常時) 「可燃残さ」 : 不燃ごみ処理施設の残さ
- ③ (常時) 「選別残さ」 : 資源化施設の選別残さ
- ④ (適時) 「鳥獣の死骸」 : 野生動物等の死骸(例:イノシシ・鹿等、最大約 120kg/頭)
- ⑤ (非常時) 「災害廃棄物」 : 地震・風水害発生時に一時多量的に発生する災害ごみ

(2) 計画年間処理量

本件施設の計画年間処理量は、表2-1に示すとおりとする。

表2-1 処理対象物の搬入量(参考)

項目	年間搬入量	搬入車(現行)
①可燃ごみ	21,327t	収集: 2t、3t、3.5t パッカー車 許可: パッカー車、平ボディ車 直搬: 普通車等
②可燃残さ	127 t	平ボディ車
③選別残さ	4t	平ボディ車
④鳥獣の死骸	①に含む	平ボディ車
⑤災害廃棄物	3,567t	10 t ダンプ
合計	21,458t	⑤は稼働日延長で対応

2-9. 公害防止基準

本事業の主な公害防止基準は、以下のとおりとする。

- ① ばいじん : 0.01g/m³N 以下(O₂ 12%換算)
- ② 硫黄酸化物 : 50ppm 以下
- ③ 窒素酸化物 : 100ppm 以下(O₂ 12%換算)
- ④ 塩化水素 : 50ppm 以下(O₂ 12%換算)
- ⑤ ダイオキシン類 : 0.1ng-TEQ/m³N 以下(O₂ 12%換算)
- ⑥ 水銀 : 30μg/m³N 以下
- ⑦ 一酸化炭素 : 100ppm 以下

第3節 事業概要

3-1. 事業方式

本事業は、本組合の所有となる本施設の整備及び運営管理を一括して委託するDBO方式とする。

3-2. 事業期間

本事業の事業期間は、以下に示すとおりとする。

- ① 設計建設期間：契約締結日から令和12年3月31日までの4年間とする。
- ② 運営管理期間：令和12年4月1日から令和32年3月31日までの20年間とする。

3-3. 契約の形態

本組合と事業者の契約形態は、以下に示すとおりとする。

- ① 基本契約を締結する。
- ② 基本契約に基づき、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。
- ③ 基本契約に基づき、運営管理業務委託契約を締結する。

3-4. 事業期間終了後の措置

本組合では、事業期間終了後も引き続き継続使用する方針としている。

事業者は、事業期間終了時に、引継ぎ時における要求水準を満足した状態で、本組合に施設の引き渡しを行うこと。

また、本事業終了後においても、本施設を継続利用するうえで必要となる特定部品の供給に協力すること。ただし、当該協力内容の詳細については、本組合と協議を行うものとする。

第4節 事業の対象となる業務範囲

4-1. 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、図2-1に示すとおりとする。

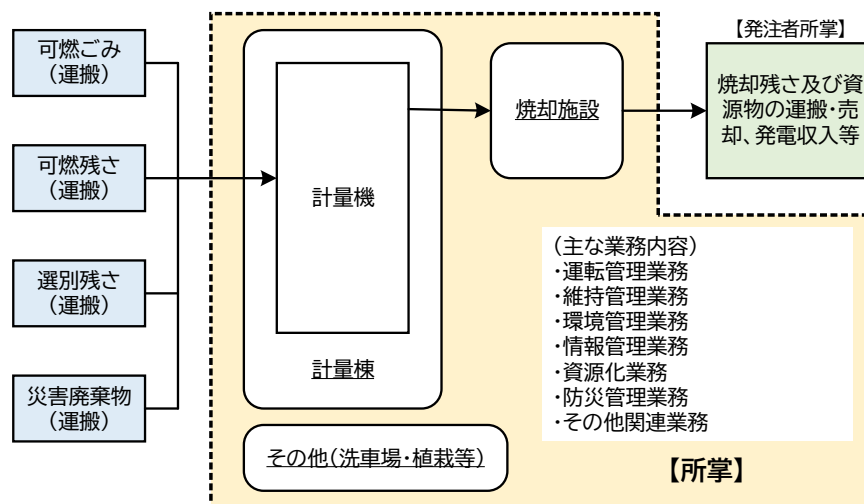


図2-1 事業者の業務範囲

4-1-1. 設計・建設業務

- (1) 設計業務(本業務に必要な各種調査を含む)
- (2) 建設業務(敷地造成工事、電気供給配線等に係る工事含む)
- (3) その他関連業務(各種手続きなど)

4-1-2. 運営管理業務

- (1) 運転管理業務
- (2) 維持管理業務
- (3) 環境管理業務
- (4) 情報管理業務
- (5) 資源化業務
- (6) 防災管理業務
- (7) その他関連業務(洗車場、植栽管理、清掃、夜間・休日等の対応等)

4-2. 発注者の業務範囲

4-2-1. 設計・建設業務

- (1) 建設工事に関する地元同意取得などの対応
- (2) 一般廃棄物処理施設の設置届出
- (3) 循環型社会形成推進交付金申請手続き
- (4) 設計施工監理の実施

4-2-2. 運営管理業務

- (1) 運営モニタリング業務
- (2) 処理対象物の搬入業務
- (3) ごみ処理に伴う処分業務(ごみ処理に伴い発生する処理不適物等。ただし、処理不適物等の搬出車両への積み込みと搬出・運搬業務は事業者の業務範囲とする。)
- (4) 住民対応業務
- (5) 運営管理業務委託料の支払い業務
- (6) 余剰電力の売却にかかる業務
- (7) その他これらを実施する上で必要な業務

第5節 事業者の収入

5-1. 設計建設業務に係る対価

本組合は、事業者が実施する設計建設業務に係る対価として、施設整備費を建設事業者に支払う。なお、支払いは出来高に応じて支払うものとする。

5-2. 運営管理業務に係る対価

本組合は、事業者が実施する運営管理業務に係る対価として、委託料を運営管理事業者に支払う。なお、委託料は、固定料金と変動料金(搬入廃棄物量に応じて変動)で構成されるものとする。委託料は、年1回物価変動を確認し、一定範囲を超えた場合に改定することができるものとする。

第6節 副生成物の取り扱いについて

本施設より発生した副生成物である焼却灰及び飛灰等については、積み込み作業までを事業者が行うものとする。

第7節 交付金について

本事業では、循環型社会形成推進交付金の適用を予定しており、本組合では交付金の申請等の手続きを行うが、事業者は本組合が申請手続きに必要な書類の作成等に関する支援をするものとする。

第8節 事業スケジュールについて

本事業における協定等の締結及び契約期間等に関するスケジュールは、以下に示すとおりとする。

項目	内容
基本協定の締結	令和8年1月中旬(予定)
基本契約の仮契約締結	令和8年2月下旬(予定)
事業契約の仮契約締結 (建設工事請負契約書及び 運営管理業務委託契約書)	令和8年2月下旬(予定)
基本契約及び事業契約の本契約締結	令和8年3月下旬(予定)
設計建設期間	契約締結日～令和12年3月31日まで
運営管理期間	令和12年4月1日から令和32年3月31日まで(20年間)

第9節 法令等の遵守について

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をはじめとする、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第10節 SPCの設立について

本事業において、SPCの設立は任意とする。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

第1節 事業者の募集及び選定方法

本組合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、公募型プロポーザル方式により、事業者を選定する。

第2節 事業者の募集及び選定手順

2-1. スケジュール(案)

本事業の事業者の募集及び選定に関するスケジュール(案)は、以下のとおりとする。

日 程	内 容
令和7年7月14日(月)～	公告、公募説明書等の公表
令和7年7月17日(木)～23日(水)	現地見学会
令和7年7月25日(金)	公募説明書等に関する質問書の受付期限
令和7年8月1日(金)	公募説明書等に関する質問書への回答
令和7年8月8日(金)	参加資格確認申請書類の受付期限
令和7年8月15日(金)	参加資格確認結果通知
令和7年8月22日(金)	要求水準書等に関する質問書の受付期限
令和7年8月29日(金)	要求水準書等に関する質問書への回答
令和7年9月19日(金)	対面対話の申込期限
令和7年9月下旬～10月初旬	対面対話の実施
令和7年11月7日(金)	企画提案書・価格提案書の受付期限
令和7年11月21日(金)	企画提案書に対する質問書の送付
令和7年12月12日(金)	企画提案書に対する質問回答期限
令和7年12月下旬～令和8年1月初旬(予定)	企画提案書に関するヒアリングの実施
令和8年1月初旬(予定)	審査結果通知(優先交渉権者の選定)
令和8年1月下旬(予定)	基本協定の締結
令和8年2月下旬(予定)	仮契約の締結
令和8年3月下旬(予定)	本契約の締結

2-2. 応募の手続等

(1) 現地見学会

現地見学会を希望するものは、令和7年7月18日(金)17時までに、本組合事務局宛に希望日、出席者(最大5名)を記載した電子メールを提出すること。

現地見学会の日程については、後日応募者の代表企業にメールにて通知する。

なお、現地見学会の際に、【設計・建設事業】要求水準書に関連する測量調査及び地質調査結果等の情報データを CD-ROM にて別途提供する。

(2) 公募説明書等に関する質問の受付

① 受付期間

令和7年7月14日(月)～令和7年7月25日(金)17時

② 提出方法

公募説明書等に関する質問書(様式第1号-1)に必要事項を記入し、電子メールにて記入済みの同様式のファイルを添付し、本組合事務局に提出すること。

(3) 公募説明書等に対する質問及び回答の公表

提出された質問に対する回答は、令和7年8月1日(金)より、本組合のホームページにおいて公表する、ただし、提出者名は公表しない。

(4) 参加表明書及び参加資格申請書等の受付

- ① 受付期間
令和7年7月14日(月)～令和7年8月8日(金)17時(土日祝日を除く)
- ② 提出場所
第9章第3節を参照すること。
- ③ 提出方法
持参または郵送とする。
- ④ 提出書類
第6章第1節を参照すること。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和7年8月15日(金)に応募者の代表企業に対し、書面にて通知する。参加資格を有すると認められた応募者は、提案時に用いる受付番号を通知するため、提案書の作成に利用すること。なお、参加数等の公表は行わない。

(6) 参加資格がないと審査されたものに対する理由の説明

参加資格審査の結果の通知において、参加資格がないと審査された応募者は、本組合に対して、令和7年8月29日(金)までに理由を問う書面(様式は任意とするが代表企業の代表者印は必要)を提出することにより、説明を求めることができる。

その場合、本組合は説明を求めた応募者の代表企業に対し、令和7年9月19日(金)までに回答を郵送にて行う。

(7) 要求水準書等に関する質問の受付

- ① 受付期間
令和7年7月14日(月)～令和7年8月22日(金)17時
- ② 提出方法
要求水準等に関する質問書(様式第1号-2)に必要事項を記入し、電子メールにて記入済みの同様式のファイルを添付し、本組合事務局に提出すること。

(8) 要求水準書等に対する質問及び回答の公表

提出された質問に対する回答は、令和7年8月29日(金)より、本組合のホームページにおいて公表する、ただし、提出者名は公表しない。

(9) 対面対話の実施

参加資格を有する応募者は、令和7年9月19日(金)17時までに、第6章第2節に示す様式に記入の上、本組合事務局に提出すること。

詳細な日時等に関しては、後日応募者の代表企業に書面で通知する。

対面対話は、本組合主催により実施するものとし、事前提出された内容等に基づき応募者(代表企業)と対話を行う。なお、対面対話では要求水準書等の内容についての説明及び確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言・評価を行うものではない。

あわせて、事業者選定の公平性・透明性を確保する観点から、対話の議事録は公表するが、応募者のノウハウに基づく内容については個別に回答し、公表しない場合がある。

なお、議事録の公表にあたっては、対話終了後、応募者の確認を得たうえで、本組合のホームページにて公表するものとする。

(10) 応募の辞退

参加資格を有する応募者が、本事業への参加を辞退する場合は、企画提案書の受付期間までに、本組合事務局に応募辞退届を持参すること。

なお、応募辞退を理由に、以降の本組合の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

(11) 企画提案書の受付

- ① 受付期間
令和7年10月27日(月)～令和7年11月7日(金)17時(土日祝日を除く)
- ② 提出場所
第9章第3節を参照すること。
- ③ 提出方法
持参または郵送とする。
- ④ 提出書類
第6章第4節を参照すること。

(12) 企画提案書に関する質問及び回答

企画提案書に関する技術対話を実施する前に、企画提案書に関して疑義が発生した場合、事務局より適時個別に質問を実施するため、指定した日時までに回答すること。ただし、本質問については応募者の提案内容であるため、公表は行わない。

(13) 企画提案書に関するヒアリング

企画提案書を提出した応募者に対し、令和7年12月下旬～令和8年1月上旬の間にヒアリングを行う。
なお、詳細な日時等に関しては、後日応募者の代表企業に書面で通知する。

(14) ヒアリングに関する留意事項

- ① 提出書類等を補足するため、1事業者あたり質疑応答を含め概ね60分(説明30分以内、質疑30分以内)のヒアリングを実施する。
- ② 会場への入室は5名以内とし、説明及び質疑応答は本業務の関連技術者が行うこと。
- ③ 技術対話時の資料は企画提案書とするため、追加となる書類(パワーポイントの印刷資料などを含む)の提出は認めない。
- ④ パソコンを用いたプレゼンテーション時のみ、企画提案書に示した提案内容を逸脱しない範囲で補足説明の充実(提案図面の拡大縮小回転などを含む)を認めるが、明らかに逸脱している場合(企画提案書に明確に記載のないものや、関連する事項として新たに追加された提案など)は提案内容の良否に関わらず減点対象とする。なお、補足説明を追加する場合は、提案内容を逸脱していないことを示すため、パワーポイントに提案内容の出典ページを記載すること。
- ⑤ プレゼンテーションに必要となるスクリーン、プロジェクター、コネクター(HDMI)は本組合で準備するが、パソコンは参加者が持参すること。

(15) 優先交渉権者の公表

優先交渉権者は、令和8年1月上旬に本組合のホームページにおいて公表する。
あわせて、応募者の代表企業に書面で通知する。

(16) 優先交渉権者に選定されなかった理由の説明

審査結果の通知により、優先交渉権者に選定されなかった応募者は、本組合に対して、通知日の翌日から起算して7日以内(土日祝日は含まない。)に優先交渉権者に選定されなかった理由を問う書面(様式は任意とするが代表企業の代表者印は必要)を郵送にて提出することにより、説明を求めることができる。

第3節 応募者の参加資格要件

3-1. 応募者の構成等

応募者の構成等は、以下のとおりとする。

- ① 応募者は、参加表明時に構成企業（SPCを設立する場合は構成員及び協力企業を含む）の企業名を表明しなければならない。
- ② 応募者は、参加資格要件を全て満たすことにより単体企業とすることも可能とする。
- ③ 応募者の構成企業数は任意とするが、構成企業は本事業を遂行する上での役割を担う必要がある。
- ④ SPCを設立する場合は、
- ⑤ SPCを設立する場合は、設計建設業務において、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を行う者、運営管理業務において「運転管理業務」及び「維持管理業務」を実施することを予定する者は、構成員とならなければならない。
- ⑥ 応募者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計建設を行う者を、当該応募者を代表する「代表企業」として定め、当該代表企業が応募手続き等を行うものとする。なお、SPCを設立する場合は、代表企業は構成員であり、かつSPCの最大の出資者とする。
- ⑦ 参加表明書提出以降、応募者の構成企業の変更は、本組合が認めた場合を除き原則として認めない。
- ⑧ 応募者の構成企業が、他の応募者の構成企業となることは認めない。
- ⑨ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定される親会社及び子会社の関係にある各法人は、他の応募者の構成企業になることはできない。
- ⑩ 同一応募者が複数の提案を行うことを禁止する。

3-2. 各業務を行うものの要件

応募者の構成企業は、本施設の設計建設、運営管理の各業務を行う者として、以下の各項の要件を満たすこと。

ただし、単独企業が複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたることが可能である。

(1) 建築物の設計建設を行うもの

本事業において建築物の設計建設を行う者は、複数の構成企業で、次の要件を満たすこと。

なお、本施設の設計を行うもののうち、少なくとも1者は①及び②を、建設を行うもののうち、少なくとも1者は③～⑥を満たすこと。あわせて⑦については構成企業として地元企業を活用すること。また、⑤については(2)プラント設備の設計建設を行うものの③に示す技術者の双方又は③に示す「清掃施設工事業」の技術者のいずれかを配置することができればよい。

- ① 建築物の設計を行うものにあつては、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成26年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理方式：ストーカ方式）の設計完了の実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
- ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業（建築一式工事）の許可を取得していること。
- ④ 本施設の建築物の建設を行うものは、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（平成26年4月以降に稼働した施設に限る。）で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設の建築物に係る建設工事の完了実績を有すること。なお、共同企業体構成員として

の実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。

- ⑤ 本施設の建築物の建設を行うものにあつては、建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- ⑥ 配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることとし、建設業法26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法26条第3項及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を選任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとすること。
- ⑦ 本組合の構成市町内に本店を有しており、参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書における建築一式の総合評定値が800点以上であること。

(2) プラント設備の設計建設を行うもの

本事業においてプラント設備の設計建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の構成企業で参加することも可能とするが、少なくとも1者は、以下の全ての要件を満たすこと。

また、③については(1)建築物の設計建設を行うものの⑤に示す技術者の双方又は③に示す「清掃施設工事業」の技術者のいずれかを配置することができればよい。

- ① 平成26年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理方式:ストーカ方式)、施設規模が50t/日以上、1年以上の稼働実績を有している施設のプラント設備に係る設計建設工事の実績を元請として1件以上有すること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業(清掃施設工事業)の許可を受けていること。
- ③ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
- ④ 配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があることとし、建設業法26条第3項ただし書きの規程の適用を受ける監理技術者の配置を行うことも可とするが、その場合は建設業法26条第3項及び建設業法施行令第28条に基づき、監理技術者の職務を補佐する者を選任で配置し、監理技術者の配置できる工事の数は本工事を含め同時に2件までとすること。
- ⑤ 参加資格確認申請書の提出期限日において、最新の経営事項審査総合評定値通知書における清掃施設工事の総合評定値が1,200点以上であること。

(3) エネルギー回収型廃棄物処理施設の運営管理を行うもの

本事業において施設の運営管理を行う者は、次の要件を全て満たすこと。なお、複数の構成企業で参加することも可能とするが、少なくとも1者は、以下の全ての要件を満たすこと。

- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設規模が50t/日以上:ストーカ方式)をDBO方式による運転管理委託業務で1年以上の稼働した実績を有している施設の運転管理実績を元請(SPC からの受注を含む)として有すること。
- ② 一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設規模が50t/日以上:ストーカ方式)の現場総括責任者としての経験を有し、かつ一般廃棄物処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有する者を、本事業の現場総括責任者として2年間以上配置できること。

3-3. 応募者の構成企業の制限

以下の各項に該当する場合、応募者の代表企業となることはできない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 本組合の入札参加資格者名簿に登録されていない者
- ③ 本組合又は構成市町の入札参加資格者名簿に登録されている場合、本組合又は構成市町から指名停止または指名停止保留期間である者
- ④ 本組合又は構成市町の入札参加資格者名簿に登録されていない場合、本組合又は構成市町の指名停止措置要件に該当する者
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑥ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑦ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ⑧ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当する者
- ⑨ 国税又は地方税を滞納している者
- ⑩ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ⑪ 本事業に係るアドバイザリー業務を受託した株式会社東和テクノロジーと資本面若しくは人事面で関係がある者

3-4. 参加資格

本事業への参加資格の取り扱いは、以下のとおりとする。

- ① 参加資格確認基準日は参加資格確認申請書等の受付最終日とする。
- ② 参加資格確認基準日から優先交渉権者決定日までに参加資格を喪失した場合
【代表企業の場合】
代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該応募者の参加資格を取り消す。
【構成企業の場合】
代表企業以外の構成企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消す。
ただし、参加資格を喪失しなかった企業(以下、「残存企業」という。)のみで応募者の再構成を本組合に申請し、優先交渉権者の決定日までに本組合が認めた場合は、引き続き有効とするが、その場合においても応募者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。
- ③ 優先交渉権者決定日の翌日から契約締結日までに参加資格を喪失した場合
【代表企業の場合】
代表企業が参加資格を喪失した場合は失格とし、次点交渉権者と契約交渉を行う。
【構成企業の場合】
代表企業以外の構成企業が参加資格を喪失した場合は、当該応募者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。その場合、仮契約を締結しない、又は仮契約の解除による一切の責任を本組合は負わない。
ただし、応募者の申し出により、本組合がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、残存企業のみで応募者の再構成を行うことができるものとし、本組合は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとするが、当初の構成員が出資を予定していた金額については、残存企業が拠出しなければならない。

3-5. SPC の設立に関する要件

本事業において SPC を設立する場合の要件は、以下のとおりとする。

- ① 優先交渉権者の構成員は、仮契約締結までにSPCを設立すること。
- ② SPCは、会社法(平成17年法律第86号)に規定される株式会社とし、本組合の構成市町内に本店を置くこととし、SPCの本店所在地については、本施設内に設置することを妨げるものではない。
- ③ SPCの設置目的は、本事業の運営管理業務を実施することに限定すること。
- ④ SPCへの出資は、全ての構成員によるものとし、構成員以外の出資は認めないものとする。
- ⑤ 構成員のうち代表企業は最大の出資率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。
- ⑥ 全ての出資者は、契約終了までSPCの株式を保有するものとし、本組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

第4節 応募に関する留意事項

4-1. 公正な応募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触することのないように留意すること。また、本公募説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

4-2. 企画提案書等の差し替え等の禁止

応募者は、提出期限以降における提案価格書及び企画提案書の差し替え及び再提出をすることができない。

4-3. 応募の延期等

本組合は、不正の応募が行われるおそれがあると認められる場合、または災害その他やむを得ない事由が生じた場合は、応募の延期または中止することがある。

4-4. 応募の無効

応募者は、以下の事項のいずれかに該当する場合、応募は無効とする。

- ① 応募に参加する資格のない者のした応募
- ② 提案価格書が所定の日時までに事務局に到着しないもの
- ③ 提案価格書の記載事項が不明なものまたは提案価格書に記名及び押印のないもの
- ④ 同一事項の応募について2以上の提案を提出したもの
- ⑤ 他人の代理を兼ね、または2人以上の代理をしたもの
- ⑥ 談合その他不正行為が認められるもの
- ⑦ その他応募に関する条件に違反したもの

4-5. 費用の負担

応募に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とする。

4-6. 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

4-7. 費用の負担

応募に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とする。

4-8. 企画提案書の取り扱い

① 著作権

企画提案書に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

② 特許権等

企画提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令にもとづいて保証される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、応募者が負う。

③ 企画提案書の使用等

提出された企画提案書は、公表、展示、その他本組合が本事業に関して必要と認める用途に用いる場合、応募者の承諾がある場合に限り、本組合はこれが無償で使用するすることができるものとする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

4-9. 本組合が提供する資料の取り扱い

応募者（応募までに辞退したものを含む）は、本組合が提供する資料を、本事業への応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

4-10. その他

① 応募者が1者であった場合も、評価基準に従い企画提案書の審査を行う。

② 公募説明書に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果の通知前においては本組合のホームページにおいて公表する。

③ 公募説明書に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格確認結果通知後においては、応募者の代表企業に通知する。

④ 本組合が提示する資料及び回答書は、公募説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第5節 提案価格

5-1. 提案上限価格

本事業に係る提案上限価格は、以下に示すとおりとする。

なお、提案上限価格を超える提案をした応募者は、失格とする。

提案上限価格 : 30,800,000,000円(消費税含まず)

【内訳】

設計・建設事業に係る対価 : 18,000,000,000円(消費税含まず)

運営管理業務に係る対価 : 12,800,000,000円(消費税含まず)

5-2. 留意事項

① 提案上限価格は、事業期間中に本組合が事業者を支払う設計・建設事業に係る対価、運営管理業務に係る対価を合計した金額である。

② 設計・建設事業に係る対価及び運営管理業務に係る対価のそれぞれの価格を超える提案をした応募者は、失格とする。

第4章 優先交渉権者の決定及び契約に関する事項

第1節 審査及び選定に関する事項

1-1. 事業者選定委員会の設置

事業者提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、事業者選定委員会において行う。

1-2. 審査の手順及び方法

- ① 参加資格審査は、参加表明時に提出する参加資格確認申請書等に基づいて、参加資格要件の具備を確認する。
- ② 企画提案書の審査は、あらかじめ設定した「優先交渉権者選定基準書」に従って、事業者選定委員会において企画提案書の審査を行い、価格提案書として提示された価格を踏まえて、優先交渉権者を選定する。
- ③ 審査事項は「優先交渉権者選定基準書」に示すとおりとする。
- ④ 審査結果は、本組合のホームページにて公表する。

第2節 契約の手続き

2-1. 基本協定の締結

優先交渉権者決定後、本組合と優先交渉権者は、基本協定書(案)について双方合意のもと速やかに基本協定を締結する。

2-2. SPC設立に関する要件

基本協定を締結した優先交渉権者は、SPCを設立する場合は、仮契約締結までに「第3章第3節3-5. SPCの設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

2-3. 契約に関する協議

本組合と優先交渉権者は、基本契約書(案)に基づき、契約締結に向けた解釈等の齟齬解消を目的とした協議を行う。ただし、公募説明書等で示した条件の変更は原則として行わない。

2-4. 契約の締結

- ① 本組合議会による予算及び債務負担行為の議決がなされない場合は、本組合は仮契約を締結しないものとするが、本事由による優先交渉権者に対する損害賠償の責を本組合は負わない。
- ② 本組合は、優先交渉権者(SPC設立時は運営管理事業者も含む)と基本契約の仮契約を締結する。
- ③ 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、本組合は、建設事業者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。
- ④ 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、本組合は、運営管理事業者と運営管理業務委託契約の仮契約を締結する。
- ⑤ これらの仮契約のうち、建設工事請負契約の仮契約が本組合議会の議決を得た際に、一体のものとして本契約としての効力を生じるものとする。
- ⑥ なお、仮契約が本組合議会の議決を得ることができなかった場合は、全ての仮契約は、その効力を失うものとする。

2-5. 契約保証金

- ① 建設工事に関する契約保証金の取り扱いは、建設工事請負契約書(案)によるものとする。
- ② 運営管理業務委託に関する契約保証金の取り扱いは、運営管理業務委託契約書(案)によるものとする。

第5章 事業実施に関する事項

第1節 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計建設及び運営管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。

ただし、本組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項は、本組合が責任を負うものとする。

第2節 リスクと責任分担

本事業において予想されるリスク及び本組合と事業者の責任分担は運営管理業務委託契約に定めるものとする。

第3節 モニタリング

本組合では、事業者が実施する本施設の運営管理業務について、提供される業務水準を確認するために、モニタリングを行う。

本組合が実施するモニタリングの方法、内容等については、公募説明書等で明示し、最終的には、契約書で定めるものとする。

第6章 提出書類に関する事項

第1節 参加資格確認申請書類

参加資格確認申請を行う応募者は、以下の書類を取りまとめて3部(正本1部、副本2部)提出すること。

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① 参加表明書 | (様式第2号) |
| ② 構成企業一覧表 | (様式第3号) |
| ③ 参加資格確認申請書 | (様式第4号) |
| ④ 委任状(代表企業) | (様式第5号) |
| ⑤ 委任状(代理人) | (様式第6号) |
| ⑥ 各業務を担当する者の要件を証明する書類 | (様式第7号) |
| ⑦ 技術者の配置に係る誓約書 | (様式第8号) |
| ⑧ 実績調書 | (様式第9号) |

【構成員】

- ◇ 会社概要
- ◇ 納税証明書(公募説明書等の公表日以降に発行された最新のもの)
- ◇ 法人登記簿謄本(公募説明書等の公表日以降に発行された最新のもの)
- ◇ 企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3ヶ年)
- ◇ 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1ヶ年)
- ◇ 上記計算書類に係る監査報告の写し

【協力企業】

- ◇ 会社概要
- ◇ 納税証明書(公募説明書等の公表日以降に発行された最新のもの)
- ◇ 法人登記簿謄本(公募説明書等の公表日以降に発行された最新のもの)

【建築物の設計建設を行うもの】

- ◇ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく「一級建築士事務所」の登録を証明する書類
- ◇ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(建築一式工事)の許可を取得していることを証明する書類
- ◇ 建設業法の規定による監理技術者資格者証を有する者を専任で配置することの誓約書(様式第8号)
- ◇ 参加表明書の提出期限日において、経営事項審査総合評定値通知書の「建築一式工事」の総合評定値が800点以上であることを証明する書類
- ◇ 平成26年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理方式:ストーカ方式)の設計完了の実績を有すること(共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のもの)であることを証明する書類(様式第9号)

【プラント設備の設計建設を行うもの】

- ◇ 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業(清掃施設工事業)の許可を取得していることを証明する書類
- ◇ 建設業法の規定による監理技術者資格者証を有する者を専任で配置することの誓約書(様式第8号)
- ◇ 参加表明書の提出期限日において、経営事項審査総合評定値通知書の「清掃施設工事」の総合評定値が1,200点以上であることを証明する書類
- ◇ 平成26年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理方式:ストーカ方式)、施設規模が50t/日以上、1年以上の稼働実績を有している施設のプラント設備に係る設計建設工事の実

績を元請として1件以上有することを証明する書類(様式第9号)

【運営管理を行うもの】

- ◇ 一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施、施設規模が50t/日以上:ストーカ方式)の現場総括責任者としての経験を有し、かつ一般廃棄物処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有する者を、本事業の現場総括責任者として2年間以上配置できることの誓約書(様式第8号)
- ◇ 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施、施設規模が50t/日以上:ストーカ方式)を1年以上の稼働した実績を有している施設の運転管理実績を元請(SPCからの受注を含む)として有することを証明する書類(様式第9号)

第2節 対面对話時の提出書類

参加資格確認申請を行い、参加資格を有すると認められた応募者は、要求水準書及び生活環境影響調査の評価結果等を踏まえた提案であることを説明する目的で、本組合と対面对話を実施する。

- ① 対面对話への参加申込書 (様式第10号)
- ② 対面对話における確認事項 (様式第11号)
- ③ 提案概要書 5部
施設全体配置計画(動線計画図、各階配置図)
フローシート(ごみ、空気、排ガス、副生成物、薬剤、給水、排水、ボイラ給水、蒸気、復水など)
物質収支及び熱収支
要求水準事項と異なる独自提案

第3節 参加辞退時の提出書類

参加資格確認申請を行い、参加資格を有すると認められた応募者が、参加を辞退する場合は、以下の書類を1部提出すること。

- ① 参加辞退届 (様式第12号)

第4節 企画提案書類

企画提案書類は、以下の部数を提出すること。

- ① 企画提案書提出届 :1部 (様式第13号)
- ② 要求水準書に関する誓約書 :1部 (様式第14号)
- ③ 企画提案書 :15部(正1部、副14部) (様式第15号)
- ④ 提案価格書 :1部 (様式第16号)
- ⑤ 提案設計図書 :3部(正1部、副2部) (任意様式)

なお、提案設計図書は、設計・建設事業に関する要求水準書の第1章第9節 1.提案設計図書に示す事項を網羅したものとして提出すること。

第7章 提出書類作成要領

第1節 一般的事項

応募者は、各種提出書類の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- ① 使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法(平成4年法律第51号)に定める単位及び日本国通貨に限る。
- ② 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。
- ③ 提出書類は様式集の順番で1冊にまとめ、A4版(A3版書類については A4版に折込み)・縦・横書き・片面・左綴じとして提出すること。ただし、提案価格書に添付する事業計画書は企画提案書とまとめる必要はない。

第2節 企画提案書

応募者は、企画提案書の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- ① 様式集に示す所定のページ数以内(A3版は2枚と計上※ただし配置図面及び工程表に関する提案ページについては A3版を1枚と計上してもよい。)の記載内容とすること。
- ② 文字サイズは11ポイント以上(図表は含めない)とすること。
- ③ 各ページの下中央に通し番号(1/●～●/●)をふること。
- ④ 企業名は正本には記載するが、副本は本組合が送付した参加資格確認結果通知に記載された「受付企業名」を記入すること。
- ⑤ 着色は自由とし、図表、絵及び写真等を使用してよい。
- ⑥ 企画提案書の電子データは、原則として Microsoft Word(windows 版とし、バージョンは2010以降とする。)、Microsoft Excel(windows 版とし、バージョンは2010以降とする。)を使用すること。なお、図等を文書に貼り付ける場合は、上記ソフト以外のものを使用してもよい。

第3節 提案価格書

応募者は、提案価格書の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- ① 提案価格書(様式第16号)、施設整備費内訳書(様式第16号-1)及び運営管理事業計画書(様式第16号-2)は、封筒に入れ、密封して提出すること。
- ② 提案価格書(様式第16号)、施設整備費内訳書(様式第16号-1)及び運営管理事業計画書(様式第16号-2)には、消費税を加えないこと。

第8章 法制・税制上の措置及び財政上・金融上の支援に関する事項

第1節 法制上及び税制上の措置

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない。

第2節 財政上及び金融上の支援

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない。

第3節 その他の措置及び支援

本事業に関して事業者に対し、補助又は出資等の支援は行わない。

第9章 その他事項

第1節 議会の議決

本事業の事業契約のうち建設工事請負契約は、本組合の議会の議決を経るものとする。

第2節 情報提供及び情報公開

本事業に係る情報提供及び情報公開は、適宜、本組合のホームページ等を通じて行うものとする。

第3節 公募説明書等に関する問い合わせ先

公募説明書等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

〒250-0101 神奈川県南足柄市班目1547番地
足柄上衛生組合 広域ごみ処理施設整備推進課
E-mail : gomi-seibi@kamieisei.jp

第10章 対価の構成と改定方法

第1節 対価の構成

本事業において、本組合が事業者に支払う対価の構成は、以下のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価(施設整備費)	設計業務 建設業務
運営管理業務に係る対価(委託料)	運営管理業務 SPCに係る経費、保険料等

第2節 対価の算定方法

2-1. 設計・建設業務に係る対価

本組合は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、施設整備費として建設事業者を支払う。

なお、令和8年度の支払いは行わない。

施設整備費について、環境省の循環型社会形成推進交付金制度を活用することを想定していることを踏まえて算定すること。

2-2. 運営管理業務に係る対価

運営管理業務に係る対価の構成は、以下のとおりである。

区分	支払の対象となる費用	算定方法※1
委託費 A (固定費)	[対象費目の定義] 運営管理業務に係る費用のうち、搬入廃棄物量によらず金額が一定の費目 [対象費目] ➢ 人件費 ➢ 維持管理費 ➢ 補修費 ➢ 光熱水費(基本料金等) ➢ 測定・分析費 ➢ その他費用(SPC 経費、保険料等)	[支払期の支払金額] 運営管理期間中の委託費 A の合計金額 ÷ 支払回数(4回/年×20年)
委託費 B (変動費)	[対象費目の定義] 運営管理業務に係る費用のうち、搬入廃棄物量に応じて金額が変動する費目 [対象費目] ➢ 燃料費 ➢ 薬剤費 ➢ 光熱水費(固定費除く) ➢ その他(搬入廃棄物量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付することにより事業者が提案できるもの)	[支払期の支払金額] 支払期の搬入廃棄物量(実績値)※2 × 提案単価(円/t)

※1:各支払期の支払金額は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2:「各支払期の搬入廃棄物量(実績値)」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位(10kg単位)までを有効桁数とする。

第3節 対価の支払方法

3-1. 設計・建設業務に係る対価(施設整備費)の支払方法

施設整備費の支払いは、令和9年度から令和11年度までの各会計年度において、出来高に応じて支払うものとする。

3-2. 委託料の支払方法

- ① 支払回数
委託費 A(固定費) : 80回(20年間×年4回)
委託費 B(変動費) : 80回(20年間×年4回)
- ② 本組合は、事業契約の規定に従い、毎月の報告書を受領した場合、当該受領日から10日以内に事業者に対して業務の確認結果を通知する。事業者は運営管理期間の各年度の7月1日以降(第1四半期相当分)、10月1日以降(第2四半期相当分)、1月1日以降(第3四半期相当分)、4月1日以降(第4四半期相当分)に、当該通知を受領後、速やかに直前の3ヶ月に相当する運営管理業務に係る対価に関する請求書を本組合に提出する。本組合は請求を受けた日から30日以内に事業者に対して当該委託料を支払う。ただし、本組合がモニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間に係る委託料の支払を留保することができる。この場合、事業者は改善確認の通知を本組合から受領した後、速やかに当該通知に従って是正の改善を行い、留保が解消された委託料に係る請求書を本組合に提出するものとする。
- ③ 委託費A(固定費)について、1回当たりの支払額は、事業者が提案した20年間の合計額を80で除した金額とする。
- ④ 委託費B(変動費)について、1回当たりの支払額は、[各支払期の搬入廃棄物量(実績値)×提案単価(円/t)]によるものとする。

第4節 対価の改定

4-1. 設計・建設業務に係る対価(施設整備費)の改定

施設整備費の賃金又は物価の変動に基づく見直しについては、建設工事請負契約書(案)に定めるとおりとする。

4-2. 運営管理業務に係る対価による改定

- ① 改定の条件
運営管理業務に係る対価の支払額については、年1回改定のための確認を行うものとする。
改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5%を超える増減があった場合であり、小数点第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切捨てるものとする。)を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無に関わらず、本組合へ書面により毎年報告を行うこと。
毎年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営管理業務に係る対価を確定する。改定された運営管理業務に係る対価は、改定年度の翌年の第1四半期の支払から反映される。
初回の改定は、令和12年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12ヶ月の平均値)に基づき、令和12年9月末までに見直しを行い、令和13年度の運営管理業務に係る対価を確定する(比較対象は、企画提案書が提出された令和7年11月7日時点で公表されている最新の指標とする。改定された運営管理業務に係る対価は、令和13年度の第1四半期の支払から反映される。なお、初回改定時の基準額は、事業契約書に定めた額となる。
- ② 改定の計算方法
運営管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次の式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y:改定後の当該費用(税抜き)

X:前回改定後の当該費用(税抜き)

※第1回目の改定が行われるまでは事業契約書に示す当該費用

α :改定割合(改定時の指数/前回改定時の指数)

※該当指数については、③の表に示すとおりとする。

※当該改定割合に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

※計算結果による各費用の1円未満は切り捨てる。

③ 改定に用いる指標

改定の対象とする費用に対応した物価変動等の指標は、以下に示すとおりとする。

区分	改定対象	指標
委託費 A (固定費)	人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計(事業所規模30人以上)/現金給与総額指数/神奈川県平均」(厚生労働省)
	維持管理費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」(日本銀行調査統計局)
	補修費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/自動車整備・機械修理/機械修理」(日本銀行調査統計局)
	光熱水費(基本料金)	各供給事業者との受給契約が変更された場合、本組合と事業者が協議を行い、変更等を決定する。
	測定・分析費	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」(日本銀行調査統計局)
	その他(SPC経費、保険料等)	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」(日本銀行調査統計局)
委託費 B (変動費)	燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類」(日本銀行調査統計局)
	薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学工業製品/無機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
	光熱水費(固定費除く)	各供給事業者との受給契約が変更された場合、本組合と事業者が協議を行い、変更等を決定する。
	その他	提案内容に基づき、本組合と事業者が協議を行い、変更等を決定する。

※優先交渉権者決定後、優先交渉権者の提案する指標、改定頻度等の条件について合理的及び妥当性があると本組合が認める場合、本組合及び事業者は協議を行い、優先交渉権者の提案する指標により、事業契約を締結することができる。ただし、提案において、当該費目の内訳を明記すること。

※指標の取得後に遡及訂正等が行われた場合であっても、改定率の再計算は行わず、以降の見直し時も取得時点の指標を使用する。ただし、基準年の変更が行われた場合は、最新基準年における指標を使用するものとする。

※用いる指標がなくなる、又は業務内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について本組合と事業者との間で協議して定めるものとする。

④ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本組合の事業者へ支払いに係る消費税及び地方消費税については、本組合が改定内容にあわせて負担する。

第11章 モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

第1節 モニタリングの目的

モニタリングは、各業務に係るペナルティの実施による対価の減額を目的とするものではなく、本組合と事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に保つことを目的に実施するものである。

第2節 設計・建設期間中のモニタリング

2-1. 実施設計モニタリング

本組合は、実施設計図書が提出された段階で、その設計が事業契約書、要求水準書、企画提案書等を満たしたものであるか否かを確認するとともに、設計業務の進捗状況を確認する。

2-2. 工事施工モニタリング

本組合では、工事着手前に建設事業者の体制や工事計画書について確認を行い、工事期間中は定期・定期及び必要に応じて随時、施工状況の進捗確認を行う。

2-3. 工事完成モニタリング

本組合は、工事目的物毎に、その工事が完成した際に、施設の状態が事業契約書、要求水準書、企画提案書等に適合するものであるか否かを確認する。

確認の結果、適合しない場合は、本組合は建設事業者に対して補修又は改造を求めることができる。

2-4. 運営管理準備モニタリング

本組合は、運営管理業務開始前に、要求水準書に基づき事業者が作成・提出する業務実施計画書、各種マニュアル、運営管理業務体制等を確認する。

2-5. その他

本組合は、上記に関わらず、施設整備費の支払に際して、出来高を確認する。

なお、本組合が出来高に相当する箇所を確認した場合においても、当該部分の引き渡しを受けたものと解してはならず、目的物引き渡しが完了するまでの管理責任は、事業者にあるものとする。

なお、上記全般のモニタリングには、本事業の施工監理業務担うコンサルタントが関与することも留意すること。

第3節 運営管理期間中のモニタリング

3-1. モニタリング方法

① 事業者によるモニタリング

事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行うものとし、本事業の履行体制及び本施設の運営管理に関する履行状況を定期的または随時確認することにより、本業務内容について、毎月各種報告書を作成して、本組合に提出すること。

② 本組合によるモニタリング

本組合は、自己の責任及び費用で事業者が実施する業務について、その履行状況を定期的または随時モニタリングを行うものとする。

定期的なモニタリングは、事業者が作成した各種報告書の内容が事業契約書、要求水準書、企画提案書等を満たしていることを確認するものとする。なお、月報等の具体的内容は、事業者の提案に基づき契約後に本組合と協議のうえ決定する。また、定期的なモニタリングとは別に、本組合が必要と認める場合、随時モニタリングを実施するため、事業者は最大限の協力を行うこと。

3-2. 業務水準の未達に関する措置

本事業の運営管理期間中において、事業契約書、要求水準書、企画提案書等を満たしていない場合における措置は、以下に示すとおりとする。

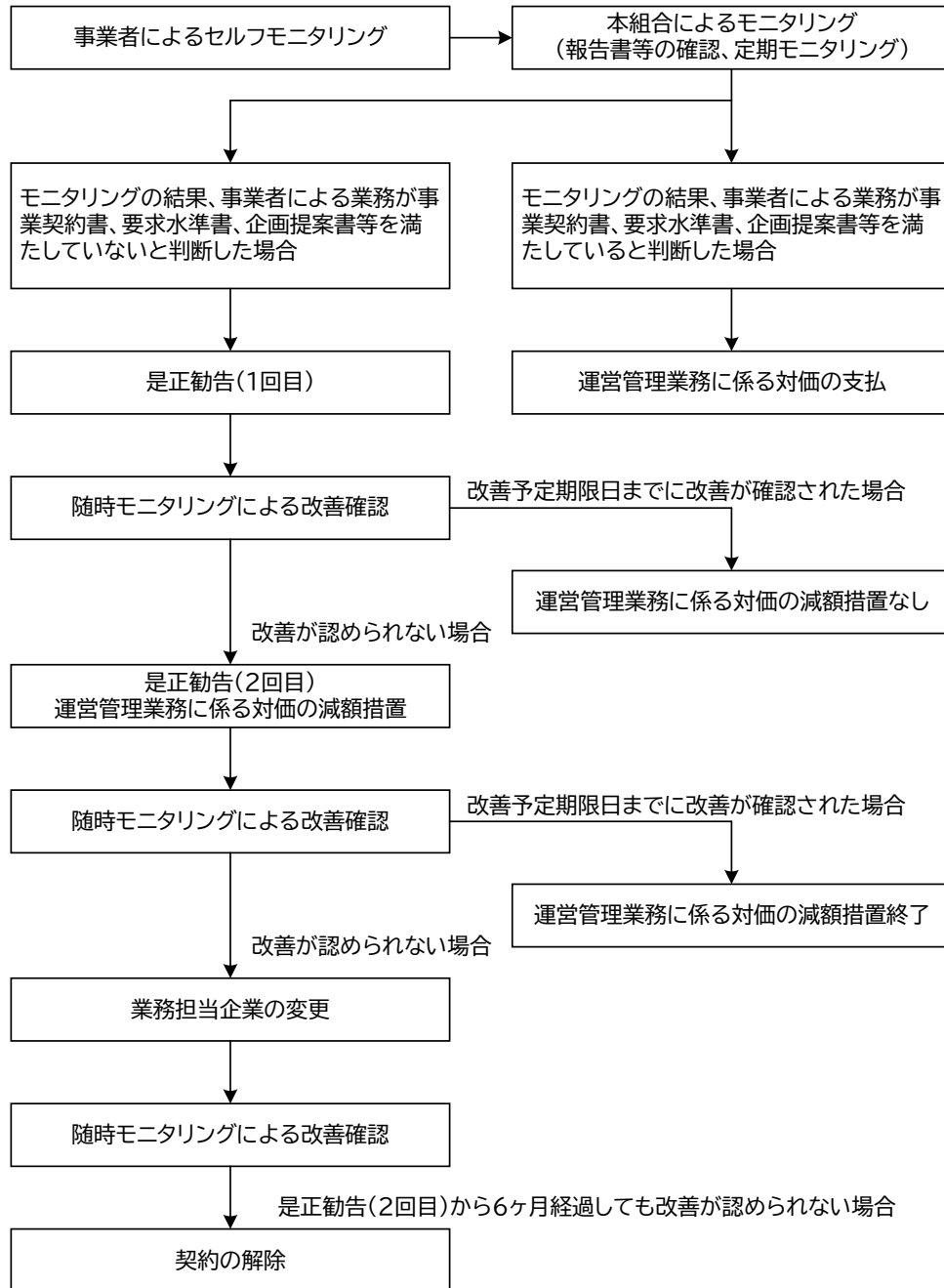


図10-1 業務水準未達の場合の措置

3-3. 業務の改善についての措置

① 是正勧告(1回目)

本組合は、モニタリングの結果から、事業者による業務が事業契約書、要求水準書、企画提案書等を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて以下の対応を行う。

◇ 是正勧告

確認された不具合が、基本契約書、運営委託契約書、要求水準書及び企画提案書等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、次に示す状況に陥った場合又は陥ることが想定される場合に、本組合は以下に示すレベルで是正措置を勧告する。

レベル	内容
レベル1	是正しなければ、運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される事態
レベル2	是正しなければ、運営に重大な影響を及ぼすことが想定される事態 (是正しなければ、ごみ収集又は焼却を停止する可能性がある事態)

事業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、承諾を得ること。

なお、業務改善計画書の提出期限は、本組合から是正勧告を受けた日から原則2週間以内とするが、本組合と事業者との協議により延長することができる。

◇ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により、事業契約書、要求水準書、企画提案書等に内容を満たすことができない場合、事業者は本組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。事業者の通知した自由に合理性があると本組合が判断した場合、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

② 改善の確認

本組合は、事業者から改善完了の通知又は、改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

③ 是正勧告(2回目)

「改善の確認」におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は事業者に対して2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出を要求し、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

④ 業務担当企業の変更等

「是正勧告(2回目)」の手続きを経ても改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は該当業務を担当している企業を変更することを事業者に請求することができる。

⑤ 契約の解除等

本組合は、「是正勧告(2回目)」を行った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、本組合が本契約の継続を希望しない場合、本契約を解除することができる。

3-4. 運営管理業務に係る対価の減額等の措置

① 減額措置

モニタリングの結果、本組合が是正勧告(2回目)を行った場合、当該事象に対して2回目の勧告を行った日を起算日とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で事業者に支払う運営管理業務に係る対価のうち、次の委託費を減額する。

委託費 A (固定費)

② 減額の程度

運営管理業務に係る対価の減額の程度は、1件の是正勧告に対して当該業務に係る減額対象に対して、以下に示す減額割合とする。なお、複数の是正勧告による減額の限度は50%とする。

レベル	内容	減額割合
レベル1	是正しなければ、運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される事態	5%
レベル2	是正しなければ、運営に重大な影響を及ぼすことが想定される事態 (是正しなければ、ごみ収集又は焼却を停止する可能性がある事態)	10%

③ 施設の稼働停止等に関する措置

事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の一部又は全部の稼働停止により、搬入廃棄物の受け入れが不能となる又は本組合が重大と認める事象が生じた場合には、①及び②によらず、本施設を停止した日又は本組合が重大と認める事象が生じた日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で委託費の100%を減額する。本施設の一部又は全部の稼働停止で搬入廃棄物の受け入れが可能な場合は、①及び②の規定に従うものとする。

第4節 財政状況モニタリング

事業者は、SPCを設立する場合において、会社法上要求される計算書類、事業報告、付属明細書及びキャッシュフロー計算書について、自己の費用を持って公認会計士又は監査法人による監査を受けたうえで、監査報告書とともに毎年事業終了後3ヶ月以内に本組合に提出すること。

SPCを設立しない場合は、運営管理業務を実施する各構成企業の会社法上要求される計算書類、事業報告、付属明細書、監査報告書に加え、キャッシュフロー計算書毎事業年度終了後3ヶ月以内に本組合に提出すること。

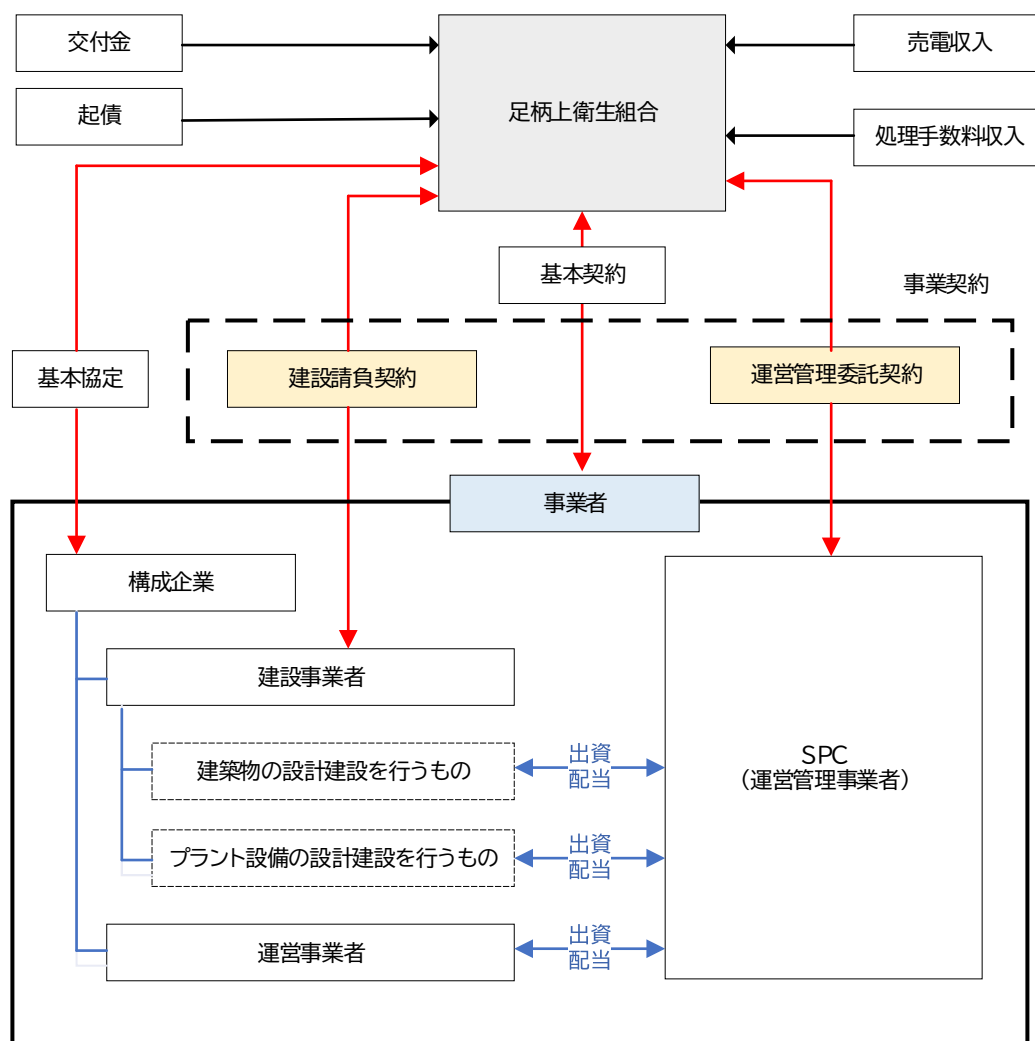
また、上記資料とあわせて本事業を単位とした収支計算書を提出すること。

本組合は、当該計算書類を受領後、財務状況の健全性について確認を行う。

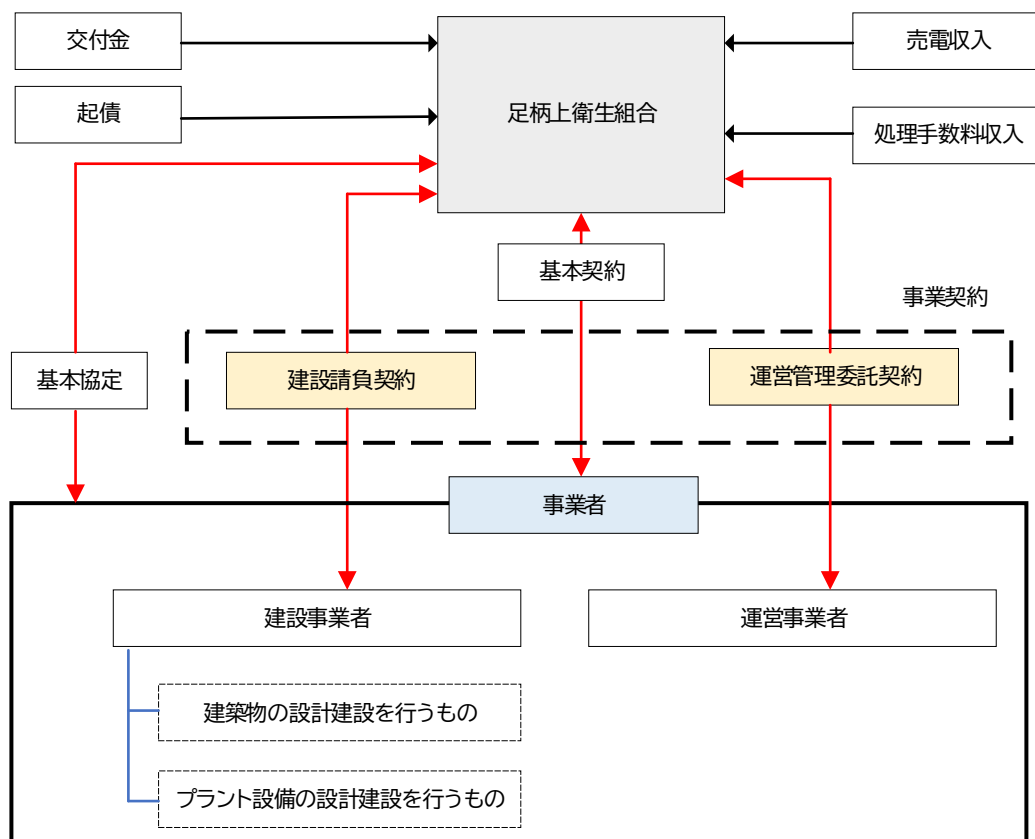
第5節 対価の返還

設計建設業務及び運営管理業務に係る対価支払後に、業務報告書への虚偽の報告が判明した場合、虚偽の報告が無ければ設計建設業務及び運営管理業務に係る対価が減額される状態であった際には事業者は減額されるべき対価に相当する額を返還すること。

この場合、減額されるべき設計建設業務及び運営管理業務に係る対価を、本組合が事業者を支払った日から、本組合へ返還される日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。



参考図-1 SPC を設立する場合のスキーム図



参考図-2 SPC を設立しない場合のスキーム図